

## 横芝光町農業委員会 8 月第 4 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 5 日(火) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 0 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	2 番	伊藤 由美子	3 番	土屋 英夫
	5 番	椎名 美枝子	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 1 番 市原 裕 6 番 若梅 直樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地買受適格証明交付申請に対する許可否決定について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 7 年度第 3 次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年8月第4回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、平山副町長より挨拶をお願いします。</p>
副町長	<p>(平山副町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。平山副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日は、1番 市原 裕委員、6番 若梅直樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p>
議 長	<p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>2番 伊藤由美子委員、11番 平山 和浩委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否</p>

決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和7年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地法第3条は、農地を取得、所有権移転、使用権を設定する場合、農業委員会の許可が必要となるため、総会での審議が必要となります。今回の3条の許可申請は、4件です。1ページ2ページ目に一覧があります。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰下字臺畑の畑5筆、2, 268㎡です。位置図は、3ページ、4ページです。農地を相続しましたが、相続人は農業をしていないため、経営規模を拡大したい譲受人へ贈与により所有権移転しようとする申請です。譲受人は隣接地を耕作しており、農地取得後は、ねぎの作付けを予定しています。

2件目は、宮川字入表の田7筆、字道正の田3筆、谷中字迎前の田3筆、字宮田の田3筆、上原字八幡の田1筆、合計17筆、44, 205㎡。位置図は、5ページから8ページです。譲渡人は、経営規模を縮小したいため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

3件目は、木戸字十八割の畑1筆、1, 770㎡です。位置図は、9ページ、10ページです。譲渡人は、農地を相続しましたが、農業をしていないため、家庭菜園をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、落花生、じゃがいも、サツマイモ等の作付けを予定しています。

4件目は、横芝字向根の田畑8筆、栗山字広手の田1筆、合計9筆、1, 449.05㎡です。位置図は、11ページから13ページです。譲渡人の農業者年金を継続して受給するため、譲受人である孫と使用貸借権を設定する申請です。譲受人は、以前から管理を任されており、申請地では隣接の農地と一体的に管理しています。申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます



<p>議 長</p>	<p>いたします。本件は、農業をしない譲渡人から、家庭菜園をした い譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請 地では、落花生、じゃがいも、さいつまいも、スイカの作付けを予 定しています。</p> <p>説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許しま す。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての 採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定い たしました。</p> <p>次に4件目の案件について、担当委員が欠席ですので、事務局 からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本案件につきまして、これも若梅委員より説明を受けておりま す。「譲渡人の農業者年金を継続して受給するため、孫の譲受人と 使用貸借権を設定するものです。以前から管理を任されており、申 請地では、隣接地と一体的に管理しており、問題ないと思います」 とのことでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許しま す。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての 採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定い たしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許 否決定について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお 願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許否決定につ いて</p>

次のとおり農地買受適格証明交付申請があったので提出する。

尚、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨を決議する。

令和7年8月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 直樹  
次のページをご覧ください。

本案件は、東京国税局が行う農地の公売に参加するため、農地買受適格証明書の交付を受けようとする申請です。前回7月の総会で申請のあった方が、また別の農地の公売に参加するため、農地買受適格証明の交付申請がありました。農地買受適格証明とは、裁判所が行います競売や、国や地方公共団体が行う公売に参加する場合に必要なもので、農地を取得する資格のない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者を買受適格証明の交付を受けたものに限定するという取扱いをしています。買受適格証明を発行するかどうかは、農地法の許可申請の手続きに準じて行うこととなっております。内容に問題がない場合は、証明書を発行するということを決定していただくこととなります。この買受適格証明をもって入札に参加し、落札された場合は、農地法の許可申請することとなりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通達により農業委員会の会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差支えない旨の議決をしておくものとする。となっております、改めて総会に諮り審議するわけではなく、先に落札後に許可申請があった場合には許可することに差支えない旨の議決につきましても、この場で併せて行っていただく仕組みとなっております。このため、買受適格証明書の発行と、農地法の許可について本案件で同時に行っていただくこととなります。議案の内容ですが、資料の1ページとなります。申請地は、資料記載の〇〇〇〇の畑4筆, 3, 737㎡となります。申請農地を落札後は、飼料作物、牛を飼っているため牛のえさを栽培するとのことです。耕作目的での取得でありますので3条の許可基準に基づいて、証明の可否をご審議いただくものです。当該申請者は、酪農を営み、乳牛を飼養しており、農業用機械は、トラクターやホイールローダーを所有しています。労働力については、家族

3人の農業従事者がおられます。法定添付書類は整っており、農機具の保有状況・耕作労力などの問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を与える生じる要因は特に見受けられません。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見当たらないと思われます。入札期間は、令和7年8月22日から、令和9年9月4日までです。説明は以上となります。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。議案第2号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第2号の案件についての採決を行います。

議案第2号の農地買受適格証明交付申請については、本案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、議案第2号については、農地買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から農地法3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可するものとします。

議 長

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

今回の5条の許可申請は1件です。譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりで、親子関係になります。用途は、一般専用住宅で、所有権移転による転用申請です。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇〇へ〇kmの位置にあります。この場所は第2種農地となります。第2種農地は、代替地の無いときは転用許可が認められる農地となりますが、例外規定により住宅は転用が可能となっております。申請理由を確認したところ、譲受人が結婚のため新居の建築を考えており、今後の子育てや、両親の介護等も考え実家に近い当地を選定したとのことです。住宅建築面積は116㎡を計画

しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。土地改良関係については、受益地外となっています。雑排水の放流については、農業集落排水へ放流する計画で、接続の確認は済んでいます。隣接農地所有者は譲渡人であるため問題はありません。転用期間は令和7年9月1日から令和8年2月28日までを予定しております。建設費等は借入金により賄う予定であり、金融機関の審査書により必要な資金を確保していることを確認しました。以上、議案第3号の説明とさせていただきます

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。議案第3号について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9番 實川です。本件は、農地や住宅が混在している地域にある地元集落に隣接した農地であり、土地改良区の受益地でなく問題はありません。以上です。よろしくお願いします。

議 長

説明が終了しましたので、議案第3号についての質疑を許します。  
(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第3号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長

日程第5 議案第4号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第3次農用地利用促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸地受ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものです。

1件目は、地権者が〇〇〇〇、耕作者は、〇〇〇〇となります。利用権を設定する期間 許可の公告日から 令和17年8月31日となります。農地は、鳥喰上字宮ノ前の畑2筆、3,055㎡です。

2件目、2ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字五割の畑5筆、7,434㎡。

3件目、3ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、於幾字橋本の畑3筆、1,046㎡

4件目、4ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、於幾字大沼の田1筆、358㎡。

5件目、5ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字十三割の畑2筆、十六割の畑1筆、合計3筆、3,144㎡。

6件目、6ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字十六割の畑、768㎡。

7件目、7ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を貸りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字十三割の畑 1筆 1,613㎡

8件目、8ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。農地を借りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字十六割の畑.2筆、3,394㎡。

9件目、9ページ、農地を貸す方が、〇〇〇〇。借りる方は、〇〇〇〇。農地は、木戸字十六割の畑3筆、502㎡。

10件目、10ページ目、農地を貸す方が、〇〇〇〇。借りる方が、〇〇〇〇。農地は、木戸字十六割の畑2筆、706㎡。

11件目は、11ページとなります。農地を貸す方が、〇〇〇〇。借りる方は、〇〇〇〇。農地は、木戸字母子の田5筆、宮川字瓜暮の田1筆、合計6筆、6,364㎡。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事日数を満たしていると考えます。

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。議案第4号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。

1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

議 長

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて3件目と4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目と4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目と4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて5件目から10件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目から10件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目から10件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて11件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、11件目の案件についての採決を行います。

事務局	<p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって11件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和7年8月第4回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	--